

くじによる順位の決定方法について

最低価格入札者が2人以上いる場合に、くじにより、競争入札参加資格の確認の順位を決定します。

くじは1から30番までの棒くじ(入札参加者が 30 以下)、もしくはあみだくじ(入札参加者が31以上)を使用します。

くじは資格の順位を決定するための「本くじ」と、先立って本くじを引く順番を決定するための「順番くじ」の2回を引いて頂きます。

まず、「順番くじ」を引いていただきますが、入札書の到着順(同着の場合は業者番号順)に引いて頂きます。

ひいたくじに数字が書いていますので、「順番くじ－業者名」の同じ数字のところに会社名を記入してください。

次に、「順番くじ」の数字の小さい順にお呼びしますので本くじを引いてください。

ひいたくじに数字が書いていますので、「本くじ－業者名」の同じ数字のところに会社名を記入してください。

競争入札参加資格の確認の順番を決定するため、事前に封印した「本くじ決定調書」に順位決定方法が記載されています。

当調書を開封し、決定方法に従って、県で「本くじ－順位」の欄に調査順位を記入します。

当調書では、本くじのどの数字を第1順位とするか、第2順位以降の決定方法は「昇順または降順」のどちらかを決めています。

(注)「順位決定方法」の「昇順」とは、小さい数字順に並べることです。第1順位となった本くじ番号の次に大きい数字を第2順位とし、以下の順位も同様にその次に大きい数字順とする。ただし、30番の次の番号は折り返して1番とし、以下2番・3番…と続く。

(注)「順位決定方法」の「降順」とは、大きい数字順に並べることです。第1順位となった本くじ番号の次に小さい数字を第2順位とし、以下の順位も同様にその次に小さい数字順とする。ただし、1番の次の番号は折り返して30番とし、以下29番・28番…と続く。